平成２６年（フ）第９号
群馬県桐生市平井町２―14　杉戸アパート、住民票上の住所群馬県桐生市小曾根町10番28号
債務者　田中　博朗
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５２８号
新潟市南区大通黄金４丁目３番地47
債務者　藤木　寛之
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２９号
新潟県燕市灰方466番地４、前住所群馬県高崎市吉井町吉井川767番地１　ハイツ2000―202号
債務者　治田恵里子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３１号
新潟市東区山木戸４丁目６番13号　ハウス山伸Ａ101号
債務者　本多　一之
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３２号
新潟市東区山木戸４丁目６番13号　ハウス山伸Ａ101号
債務者　石山　友子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３号
新潟市江南区亀田向陽３丁目14番３号　リーシェ亀田向陽108号
債務者　内田阿砂子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
新潟市東区藤見町２丁目23番８号
債務者　伊藤　　健
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
金沢市鳴和２丁目９番24号　ＳＴＭ102号
債務者　松田　友江
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３７８号
愛知県あま市甚目寺郷浦40番地２　アムールセゾン101号
債務者　里見　憲司
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２号
名古屋市瑞穂区桃園町２番２―1001号　堀田団地、従前の住所愛知県一宮市長島町１丁目２番地　宝マンション一宮203号
債務者　服部　秀典
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９号
名古屋市港区泰明町２丁目13番地　新泰明荘２棟609号
債務者　坂本洋子こと　金　　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７号
鳥取県米子市彦名町30番地　モデルヌＢ棟105号
債務者　齊藤　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１６６号
広島市中区鶴見町11番16―502号
債務者　沖本　俊美
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８０号
広島市安佐北区落合３丁目14番18―203号
債務者　田中　浩一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目８番36号
債務者　松村　健治
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８号
広島県廿日市市阿品２丁目14番39号　B101
債務者　益岡　　清
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３号
広島県尾道市福地町11番７号
債務者　戸田　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
広島地方裁判所尾道支部